

岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕の改定概要

- 岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕は、令和元年度から6年度までの運営の基本理念や基本方針、各病院の役割と機能、職員配置や収支目標等を定めています。
- 令和6年4月から、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、新興感染症に係る病床確保等に関する協定の締結等が公立病院に義務づけられるほか、医師の時間外労働規制等が開始されることから、今般、国が策定した公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、経営計画を改定しました。

【改定の概要】

1 新興感染症への対応について

新興感染症の発生及びまん延時における医療については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、令和5年度中に策定予定の予防計画等に沿って、病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等に関する協定を締結し、公立病院としての役割を地域で果たしていく。

2 医療現場のデジタル化について

国のデジタル化施策(マイナンバーカードの健康保険証利用等)に対応し、医療の質の向上、働き方改革の推進及び病院経営の効率化に向けて、デジタル化への対応を進める。

- オンライン診療の導入
- 電子処方箋、診療報酬改定DX等
- セキュリティ対策の徹底

3 医師の働き方改革について

医師の時間外労働規制が令和6年度に開始されることや、医師のワークライフバランスを考慮し、業務の負担軽減を図るため、次の取組を進める。

- 労働時間の適正管理
- 医師労働時間短縮計画等に基づく時間外労働時間の短縮
- 宿日直許可や特定労務管理対象機関の指定の取得
- ICTの活用による医療従事者の負担軽減
- 医療機関の適正受診に係る県民理解の醸成

【改定の時期】 令和6年3月